

議事日程(第4号)

平成28年6月13日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第52号 平成28年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第55号 久留米・うきは工業用地造成事業に関する基本協定の締結について
- 日程第3 議案第56号 うきは市道路線の認定について
- 日程第4 議案第58号 ホタルの里広場の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第57号 うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定について
- 日程第6 追加議案上程 発議第2号 1件
- 日程第7 発議第2号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 諸報告
- 日程第9 閉会中の審査・調査の申出について
- (総務産業常任委員会)
- (1) 請願第1号 吉井地区コミュニティ施設建設に関する請願書
- (2) コミュニティ推進に関する調査
- (3) 都市計画に関する調査
- (4) 所管事務調査
- (厚生文教常任委員会)
- (1) 古墳群の活用に関する調査
- (2) 所管事務調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第52号 平成28年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第55号 久留米・うきは工業用地造成事業に関する基本協定の締結について
- 日程第3 議案第56号 うきは市道路線の認定について
- 日程第4 議案第58号 ホタルの里広場の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第57号 うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定について
- 日程第6 追加議案上程 発議第2号 1件
- 日程第7 発議第2号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 諸報告

日程第9 閉会中の審査・調査の申出について

(総務産業常任委員会)

(1) 請願第1号 吉井地区コミュニティ施設建設に関する請願書

(2) コミュニティ推進に関する調査

(3) 都市計画に関する調査

(4) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

(1) 古墳群の活用に関する調査

(2) 所管事務調査

---

出席議員 (15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鏑水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 高木 典雄君	副市長 …………… 吉岡 慎一君
教育長 …………… 麻生 秀喜君	市長公室長 …………… 石井 好貴君

総務課長	……………	楠原 康成君	会計管理者	……………	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………				瀧内 教道君
企画財政課長	……………	金子 好治君	税務課長	……………	宇野 弘君
徴収対策室長	……………	段野 弘美君			
市民生活課長兼人権・同和对策室長	……………				安元 正徳君
生涯学習課長	……………	瀧内 英敏君	保健課長	……………	増岡 寿君
福祉事務所長	……………	秦 克之君	住環境建設課長	……………	江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	……………				田竈 正規君
水資源対策室長	……………	高木新一郎君	学校教育課長	……………	内藤 一成君
浮羽市民課長	……………	山田 昭紀君	自動車学校長	……………	今村 一朗君
財政係長	……………	高瀬 将嗣君	総務法制係長	……………	大石 恵二君

---

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 議案第52号**

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、議案第52号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております議案第52号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第1号）につきまして、総務産業常任委員会に付託されておりましたので、ここに御報告を申し上げたいと思います。

議案第52号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第1号）の所管に関する事項については、総務産業常任委員会に付託されましたので、議案の審査結果を報告をいたします。

総務産業常任委員会では、石井市長公室長を初め、所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び計数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について、詳細にわたり審査を行いました。

今回の補正は、地方創生推進交付金に係るものが主なものとなっております、2款1項総務費では、

地方創生交付金申請に係るものとして、アーティスト・イン・レジデンス事業、環境省補助事業による木質バイオマス資源持続的活用調査、過疎地域自立活性化推進に係る過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業が掲げられたほか、熊本地震の義援金が計上されております。

まず、地方創生推進交付金に係るアーティスト・イン・レジデンス事業では、オランダとの交流に至った経緯、事業の概要とその効果、さらには交付金が不採択となった場合の対応等について質疑が集中いたしました。

次に、補正により500万円を追加し、事業総額を800万円とする木質バイオマス資源持続的活用調査につきましては、専門的な見地から、趣旨目的は理解されるものの、調査の結果において、本格事業に着手した場合は多額の費用を要することから、採算への疑問や指摘が投げかけられ、本件についても、事業計画の本質性など、交付金頼りの調査結果待ちとする事業に対するやる気と本気への疑問が呈されました。

次に、過疎地域等集落ネットワーク圏形成事業では、重要里地里山に認定された小塩地区を拠点に本事業を展開するため、農産物の集出荷や高齢者等の移動支援等に活用するワゴン車購入が事業の主体であることから、効果的な運用を図るための車両の使用、運転手の確保、事故防止や事故等による救済措置等について議論が交わされ、さらに小塩地区のみならず、新川、妹川地区においても、うきはの宝として、さらにそれぞれの特色と魅力を生かした山村振興を図るよう提言がなされました。

次に、6款1項農林水産業費は、強い農業づくり交付金による補正で、JAにじ吉井コンクリーエレベーターの設備更新に対する県費補助です。施設は35年を経過し、耐用年数を過ぎているため更新するものであります。

審査では、事業費や着工から完成までの計画は8月までに入札を行い、年度内に竣工できるとして、秋の米の収穫までは現施設を使用し、その後の施設を更新するため、農業工程には影響がないとの回答をいただいております。

また、7款1項商工費につきましては、久留米・うきは工業用地公共施設整備費負担金や、ホテルの里公園の指定管理による予算であり、全議員に配付された資料等に基づき、議案第55号及び58号とあわせて審議を行ったところであります。

以上、審査の結果は、総じてうきは市ルネッサンス総合戦略及び第2次総合計画の実効ある具現化に向け、うきは創生の基盤づくりを求め、全会一致で原案のとおり可決するものと決したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで総務産業委員長に対する質疑は終わります。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教委員長の報告を求めます。12番、高山厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（高山 敏枝君） ただいま議題となりました議案第52号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第1号）の一部を厚生文教委員会に付託されておりましたので、当委員会の審査の経過と、その結果について御報告いたします。

審査につきましては、それぞれ担当課長、係長に出席をいただき、詳しく説明を受けました。

予算の内容については、その主な部分だけを報告いたします。

3款民生費の中の1項9目地域支援事業費の委託料につきましては、当初医師会のほうに市が委託するというものでしてございましたけれども、県より医師会へ直接補助されることになったための減額です。

続いて、2項10目地域子育て支援費の委託料は、地域子供の未来応援交付金、補助率が4分の3限度額300万円、これを活用し、子どもの貧困に係る実態調査を社会福祉協議会に委託して行うものです。

10款2項小学校の備品購入につきましては、小学校のタブレットパソコンの購入をするものです。

内訳としまして、千年小学校及び大石小学校の高学年を対象といたしまして、子供用の62台、それと10小学校の教員用の83台分です。3項中学校費の備品購入につきましても、同じくICT活用としての英語と理科教科の教師用として、12台のタブレットを購入するものです。タブレットの持ち帰りの禁止とか活用、あるいはそういったことの児童生徒、保護者等の関係者への徹底理解を図るということを委員会として申し入れをいたしました。

10款4項2目文化財保護費につきましては、屋形古墳群の整備計画、あるいは町並み交流館商家の指定管理による減額になっています。

いずれも交付金絡みの補正ですけれども、交付金獲得にしっかりしていただくということを期待いたしまして、慎重審査の結果、全会一致で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教委員長に対する質疑は終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第2. 議案第55号

日程第3. 議案第56号

日程第4. 議案第58号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第2、議案第55号久留米・うきは工業用地造成事業に関する基本協定の締結について、日程第3、議案第56号うきは市道路線の認定について及び日程第4、議案第58号ホテルの里広場の指定管理者の指定については、総務産業常任委員会に付託していました。

審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（**江藤 芳光君**） それでは、ただいま議題となりました議案第55号久留米・うきは工業用地造成事業に関する基本協定の締結について、議案第56号うきは市道路線の認定について、それから、議案第58号ホテルの里広場の指定管理者の指定についてを一括して御報告を申し上げます。

まず、議案第55号久留米・うきは工業用地造成事業に関する基本協定の締結につきましては、久留米市田主丸町及びうきは市吉井町の鷹取地区に造成される新産業団地について、福岡県及び久留米市との基本協定を締結するものであります。

審査に当たりましては、補正予算も関係があることから、あわせて審査を行いました。

県が事業主体となった本事業では、一部報道でも御存じのとおり、うきは市計画領域に株式会社筑水キャニコムが移転を計画しており、直接県との交渉が進んでいるということの確認により、委員会としては、本件を歓迎するとともに、うきは市分12ヘクタールの残地が生じないよう交渉に当たること。また、本件については、誘致に係るうきは市と田主丸町双方の上下水道整備に係る課題が現存しており、その対策も指摘されました。

さらに計画では、調査または造成において文化財等が発掘された場合、事業期間と費用負担が

懸念されましたが、本調査に係る費用は、土地を購入した企業の負担であることが示されたところであります。

ちなみに、今議会の一般質問に対する市長答弁において、政策は次期市長との見解により協定の締結時期について問われましたが、急を要する事業であり、議決後速やかに行うとの回答でございました。

以上、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号うきは市道路線の認定につきましては、寄附による市道の認定1件でございました。場所は吉井町字西ノ前第3線で延長が33.1メートル、幅員が5メートルのもので現地調査を行いました。現地調査を踏まえた審議につきましては、幅員、排水の処理など、適切になされており、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第58号ホテルの里広場の指定管理者の指定につきましては、平成28年第1回定例会において——3月議会ですね——指定管理者に公園の管理を行わせることができるとする、うきは市立公園条例の一部を改正する条例を制定いたしましたところであります。これにより、今回指定管理者に小塩自治協議会が選定されました。

審査では、指定管理に係る費用の積算資料や小塩自治協議会の事業計画の資料が出されました。ホテルの里広場の指定管理を受けるに当たって、経営不安に対する指摘について、指定管理料は管理するに必要な額を確保していること、小塩自治協議会については、広場の管理により収益が上がるよう市としても支援をしていくこと。指定管理に至った経緯については、平成24年度の豪雨災害からの復興復旧に支援を受けていく中で、虫が戻り、広場の整備がなされ、自主運営の機運が高まったこと等の説明がありました。

委員会の補足としましては、キャンプや虫事業のほか、収益性が見込まれるものは一定の料金等を課すべきとの意見を付し、審議の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第5. 議案第57号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第5、議案第57号うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、厚生文教委員長の報告を求めます。12番、高山厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（**高山 敏枝君**） ただいま議題となりました議案第57号うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定については、その審査を当委員会に付託されておりました。当委員会における審査の経過とその結果について、御報告をいたします。

町並み交流館商家は、吉井の伝統的建造物群保存地区内の公開しなければならない建造物で、電話代、下水道代、警備委託など、さらに庭がございしますので、庭木剪定管理料などの年間経費



の累計を参考にして、平成28年度は9カ月分の41万1,000円を指定管理料とし、翌年度からは12カ月ということで59万4,000円で指定管理とするものです。

指定する期間は、平成28年7月1日から平成31年3月31日までとなりますけれども、委員会では、選定結果が株式会社KM2コーポレーションになった経緯について、担当課長、係長から御出席をいただき説明を受けました。

この選定結果につきましては、申請者が2団体しかなかったということで、競争原理が十分に生かされなかったことは多少の問題があるのではないかと。また、計画にしても、本当に大丈夫なのか心配であるというような率直な意見も出されましたけれども、この業者は、ほかの飲食業で実績経験もある業者ですので、施設運営の企画力等により収益を上げていただき、いずれは指定管理料の減額もできるように頑張っていたきたいという意見で一致をいたしました。

また、事業者のほうには3年間の指定を全うするということはもとより、ここでの物産の販売はできるだけ市内産物を主体とし、それ以外のものにつきましては、市内のものと競合しないということをお願い、漏れのない協定書によることを申し入れて、慎重審査の結果、全会一致で可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 審査の過程で様式第3号というものを審査していただいたと思います。私もきょう配付を受けたばかりでございますが、このA社とB社の収支計画書というのが提出されております。B社のほうが、いわゆる12分の9ですか、これで28年度が出されているようでありますけれども、A社の場合は2分の1で収支計画書が出されているわけですよ。例えば、店舗売り上げが平年でいきますと895万5,000円ですけども、28年度はその2分の1、447万7,500円ということになります。ということは、この計算書でいきますと12分の9で指定管理料というのが算定されてあるけれども、これで行きますと、半年しか営業しないような収支計画書が出されてありますが、これについてはどのように審査をされたのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（高山 敏枝君） お答えいたします。

本日提出しております資料、これももとにいたしましたけれども、そのほかに6項目について、審査をしております。また業者につきましては、現在行っている飲食業と、それから新たに来る飲食業の関係もありまして、そういった点全てを考慮して指定管理をこのKM2コーポレーションになったということで、そのほかのいろんな審査項目を考えてしてあるということで、私ども

はこのKM2にすることについて異議がないということに達しております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 6項目について審査をしたということですが、一番大事なのは収支計画書、その収支計画が、例えば人件費やあるいは物件費、事務費等が2分の1で計算されているわけ。だったら、指定管理料も2分の1で計算しなきゃ。これをほかのやつが2分の1で収支計画書が出されてあるのに、指定管理料だけは12分の9で出されているわけですよ。事業をして一番大事なのは収支のバランスがとれるかどうかということですよ。幾らほかの5項目がよかっても、収支のバランスがとれてないということは非常に危険であるわけですよ。なぜこれらのことを重視しなかったのか、いま一度答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高山 敏枝君） ここは指定管理にならなくても公開をしなければならない施設であります。収支ももちろんですが、その間、市が委託先がなくても、市が公開するための費用を出さなければなりません。

そういったことがありまして、この7月からは、この公開するための費用とか、そういったことがありますので、そういったものを入れた上で、またここは駐車場がございません。そういったことで、指定管理者というのに非常に難点もあるということを考慮し、手を挙げていただいて、そして即開業できるこのことについて重く受けとめて認めました。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。

○議員（13番 三園三次郎君） 答弁になってない。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第6. 追加議案の上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、追加議案上程を行います。発議第2号、1件を上程します。

---

## 日程第7. 発議第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、お手元に配付をされております発議第2号をごらんいただきたいというふうに思います。

朗読いたします。

発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により別紙のとおり提出する。平成28年6月13日、うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員伊藤善康、賛成者、うきは市議会議員三園三次郎、同高山敏枝、同江藤芳光、同佐藤湛陽、同岩淵和明。

次のページをごらんください。読んで説明にかえさせていただきます。

うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例、うきは市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「男女共同参画推進室の所管に関する事項」を削り、同条第2号中「教育委員会の所管に関する事項」の次に「男女共同参画推進室の所管に関する事項」を加える。

附則、この条例は、平成28年7月1日から施行する。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番、伊藤善康議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） ただいま議題となりました発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、現在総務産業員会において所管となっております男女共同参画推進室を厚生文教常任委員会へ所管移行するものであります。

つきましては、うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議案を提出いたしましたので、皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

どうぞ自席へお戻り下さい。

お諮りします。発議第2号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は可決することに決しました。

---

### 日程第8. 諸報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、諸報告を行います。

議員のみ配付をいたしております、市外からの陳情はお手元に配付のとおりになっています。ごらんいただきますようお願いいたします。

---

### 日程第9. 閉会中の審査・調査の申出について

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、閉会中の審査・調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の審査・調査の申し出があつてあります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査・調査とすることに決しました。

---

○議長（櫛川 正男君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

ここで市長から挨拶の申し出があつております。これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、第2回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

6月3日から本日までの11日間開会いたしました第2回うきは市議会定例会におきまして、議員各位には連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり御議決、御承認をいただき、厚く御礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じております。

ところで、7日の伊藤議員からの一般質問におきまして、合所ダムは兵庫県南部地震や新潟県中越地震等の規模で、条件が大きく異ならなければ十分耐えられると答弁した際、両地震の震度は幾つだったのかとお尋ねをいただいております。兵庫県南部地震が最大震度7、新潟県中越地震が同じく最大震度7でございます。

これから、ますます暑くなります。議員の皆様におかれましては、健康に十分留意されまして、うきは市の発展のために、今後とも、なお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうも御苦労さまでございました。そしてありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 報告します。9月定例会の開会日は9月2日金曜日、開会予定としておりますので、御報告しておきます。

これをおもちまして、平成28年第2回うきは市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前9時37分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

前議長

前副議長

議長

副議長

署名議員

署名議員

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

前議長 岩佐 達郎

前副議長 高山 敏枝

議長 櫛川 正男

副議長 藤田 光彦

署名議員 佐藤 湛陽

署名議員 上野 恭子

